

ケアマネジャーに知っておいてほしい宇治市社協の活動について

2020.7月

宇治市社会福祉協議会（コラボネット宇治）

1. はじめに

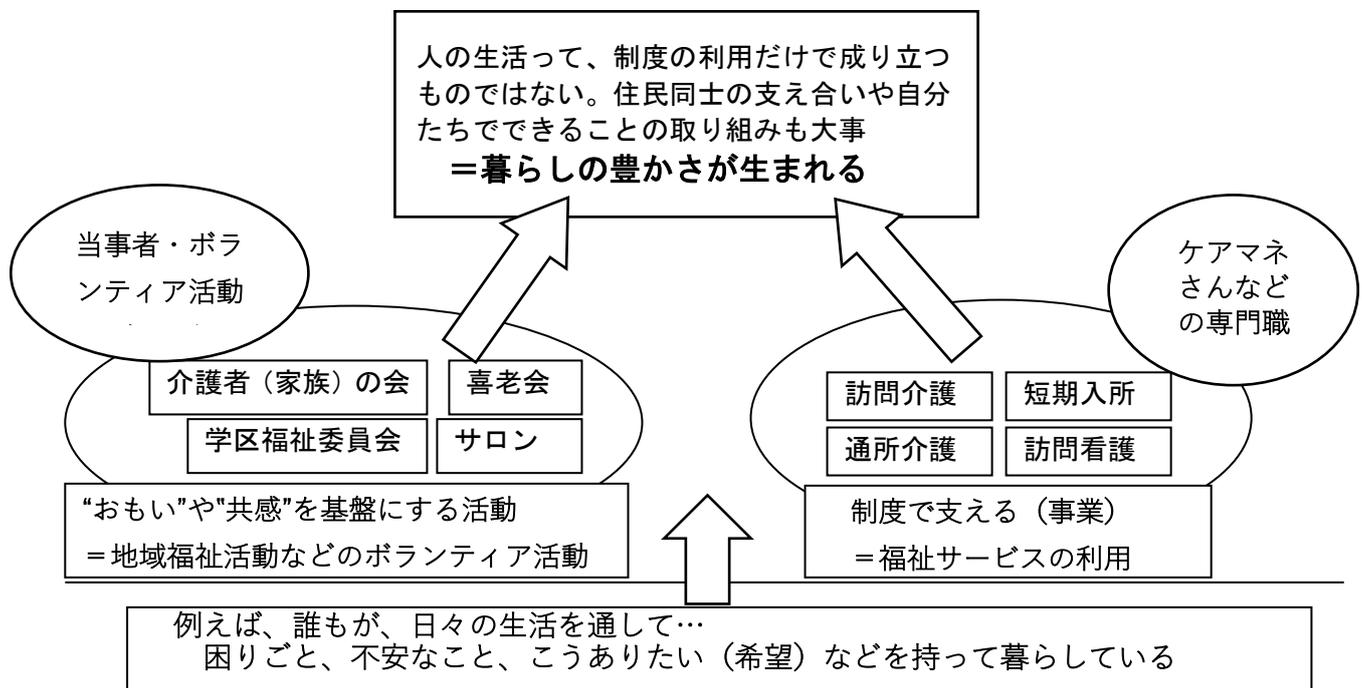
○宇治市社会福祉協議会（コラボネット宇治）とは。

- ・社会福祉法第109条：市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体
- ・コラボネット宇治→協議会という位置づけ。様々な人、団体とコラボレーションする。
- ・どこにあるか？→宇治市役所の南側。宇治市総合福祉会館を管理、運営。ボランティア活動や当事者活動（視覚障害、聴覚障害、障がいのあるお子さんの集まりの会）の中心的地点。
- ・当会は、介護保険事業を行っていない。地域福祉の推進を図るため、地域福祉やボランティア活動を通じて市民と協働して「地域で何ができるか」に特化している。一方で個別のサービス提供や利用者とのやり取りが無い場合、利用者さんの状況を一人一人把握する専門職ではない。
- ・子育て中の方を応援する取り組みから高齢者を支援する取り組みまで、広く浅く事業展開している。

2. 利用者の“暮らし”を支えること～社協職員の思い～

○「ケアマネジャーは、大切な福祉屋さんとしてのパートナー」

- ・「社会資源」ということばがあるが… 社会資源＝福祉サービスではない。
- ・地域福祉＝当事者やボランティア活動者などが行う、「人のくらしや思い」を支えるための活動でもある。介護保険制度を始め、様々な福祉サービスとは形や方法は違うが、目指す方向は、「その人らしいくらし」のために！
- ・地域の中には、子どもから高齢者まで様々な人が暮らしている。誰もがその分野に対応した福祉サービスを利用しながら生活を送っている。
（例えば、児童福祉なら、保育園という制度、障がい福祉なら障害福祉サービスや施設の利用、高齢者なら介護保険制度など）
- ・でも、人の暮らしって制度利用だけで成り立っている訳ではない。
→例えば、子育てや介護など同じ悩みやしんどさを知っている人と話してみたい／高齢になって家で一人で居ることに不安／引きこもりの子と一緒に暮らしているが将来が不安とか／ちょっとした日常での手助けをして欲しい など



3. ケアマネジャーさんにお伝えしたい「共感」の取組みと「しくみ」の取組み～社協との接点事業を中心に～

	取組み	取組みの意義	課題など	特徴など
地域のつながり（思援）と共感を基盤にした活動	<p>学区福祉委員会の活動支援 （学区福祉委員会とは） 市内21の小学校区ごとに、住民の手でできる地域福祉・ボランティア活動を進めている団体 学区により活動内容や頻度は異なるが、高齢者の支援を中心に展開しているほか、世代間交流などを行っている。</p>	<p>（例）配食や会食会という「食事」を通じて、一人暮らし高齢者等との「顔の見える関係づくりを進めている。 声かけ・見守り活動…お互いの孤立予防、声かけしてくれる人がいることの安心感を生む （例えば…大雨の中、夜中に電話で「二階に逃げや」と声が掛け合える関係性</p>	<p>担い手の高齢化は顕著。 福祉委員同士が活動をやりがいにしながら社会とのつながり支援になっている部分もある。</p>	<p>サービスではないため、会配食などは見守りの延長である。でも、地域の人に来られるのを楽しみにされていて、それが福祉委員のやりがいに。 また、利用者のこれまでの暮らしぶりのなかで、地域の緩やかなつながりがあることも…。</p>
	<p>ふれあいサロンの活動支援 （ふれあいサロンとは） 市内に約120か所ある。集会所が多い宇治市の特徴を活かし、歩いていける距離での隣近所のお付き合いを深める場作り。頻度は月1回～4回まで様々。</p>	<p>（例）サロンにかかわっていたボランティアの方が認知症に。みんながサポートすることで役割を發揮しつつ、本人の居場所を確立。</p>	<p>担い手の高齢化で閉じるところもあるのと、専門職とのつながりが少し少ない。でも、健康の意識の強いところもあり、つながりは求めている。</p>	<p>地域住民同士の集まりのため、誘い合って参加されるなど、住民が住民のために活動をしているのが特徴。自治会が母体組織であるところもある。</p>
	<p>宇治市介護者の会の活動支援 （介護者家族の会とは） 介護者・介護経験者による介護者のための組織。介護保険制度が始まる前からの組織。年に数回の介護者のための勉強会や交流会実施。</p>	<p>（例）介護者の会の存在を知って、自分だけではないと感じた。どんなに制度、施策が進んでも、介護をする家族の「負担感」は、変わらない。 家族だからこそ、割り切れない思いもある。 ⇒専門職には話せないことも、同じような境遇の方なら話せる。</p>	<p>介護者のための組織であるため、介護者がなかなか参加できないというジレンマを抱えている。</p>	<p>利用者の立場に近い、でも少し異なる立場であるが「ユーザー」という意味での介護者。ケアマネジャーや介護職を自分たちのパートナーと思い接点を模索している。介護者家族がおられる方は、ぜひお声をかけを。</p>
	<p>ボランティア活動の支援 ボランティアをしたい方の個人登録や福祉活動を主とした活動や特技を活かしてのボランティア活動を進める団体の登録がある。 登録は、宇治市社会福祉協議会にある、「宇治ボランティア活動センター」への登録となっている。</p>	<p>（例）傾聴ボランティアサークルかかし、コンタクトパーソン結のなどの活動がある。傾聴ボランティアサークルは、個別宅への訪問なども展開されている。月1～2回程度。コンタクトパーソン結は、主として精神障がいなどのある方が利用の方が多く、利用料あり。内容は地域の喫茶店でお話をするなど「友達」的なかわりを大事にして取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の課題や介護、孫の世話などで活動を中断される方もいる。 ・ボランティアをしたいとボランティアを求めているとのマッチングが難しいこともある。 	<p>ボランティア活動とは、自主性、社会性、先駆性、無償性（無料ではない）が原則。見返りを求めない活動ではあるが、「ほっとけない」気持ちが原動力。ボランティアの意志も利用者も大事にされることを心掛けている。</p>
住民と専門職の間をつなぐ役割	<p>第1層生活支援コーディネーター事業及び 第2層生活支援コーディネーター事業 地域住民が暮らしやすいまちを目指し、地域活動者や福祉専門職のネットワーク化に取り組んでいる。（宇治市受託事業）</p>	<p>（例）宇治市地域の支え合いしくみづくり会議 宇治市の中にある様々な地域福祉にかかわる課題を身近に感じている人たちが直接話し合うことができる場。 他の地域の良い取り組みなどを知り、お互いの気づきが生まれる場。 同じ地域の中で、自分たちでできることを何かを探す場作り。（住民座談会）</p>	<p>地域住民が日々感じている地域の中での不便さ、不安、ご近所のつながりの必要性などを知る機会となっている一方で、そのことを利用者のくらしを支える専門職にももっと知ってもらうことが必要。</p>	<p>地域活動者も福祉専門職も、暮らしを支える大切なメンバーであることは変わらないので、お互いの活動を丁寧に聞き取り、思いとしくみを掛け合わせることを大切にしている。</p>

制度・しくみを基盤にした事業	<p>介護予防普及啓発事業（B タイプリハビリ） 小学校区 20 か所に 1 か所。介護保険利用者、総合事業利用者は対象外。 週 1 回集会所や公共施設で介護予防の体操や軽作業、レクリエーションを行っている。ボランティアとともに運営を行っている。（宇治市受託事業）</p>	<p>介護予防とご近所同士のつながりづくりと一緒に進める取り組み。毎週 1 回、地域ボランティアが主体で進めている。ボランティアも高齢化しているが、ボランティア自身の介護予防に役立つことで、介護保険利用の抑制にもつながっている。</p>	<p>利用者の多くが、80 代後半。送迎がないため、地域によって参加者のエリアが限定されているところがある。</p>	<p>ボランティアとともに運営することで、日ごろのつながりをより太くしていくことも心がけている。また、介護保険制度や総合事業の利用者は対象外であるため、介護保険申請の際に本事業の利用の有無を聞き取っていただきたい。</p>
	<p>福祉サービス利用援助事業 日常生活自立支援事業の中で、本人の意思を尊重しながら、地域での暮らしを支えるために福祉サービスを円滑に利用するための手続きの支援や日常的金銭管理を行う事業。生活支援員と言われる登録の臨時職員が主として事業を行い、専門員と呼ばれる社協職員が調整を行っている。（京都府社協受託事業） ※条件、審査あり。</p>	<p>お金＝生活の根幹。だからこそ「他人」にかかわられることへの「ためらい」がある。専門職もどう関わるか迷い。 ⇒この事業で大事にしているのは、「その人の生活基盤の再構築」を支援すること。日々のお金の管理や書類整理をしながらサポートする。適切な福祉サービスを受けるために必要な「金銭管理」であくまでも「手段である」</p>	<p>生活支援員の養成、育成が課題。 本人の意思決定とは何かという、ケアマネジャーと似た課題を抱えている。</p>	<p>日常的金銭管理は、利用者の地域での暮らしを支える、再構築するための手段であり、目的ではないことを大事にしている。 審査や事前の調整にも時間をかけるケースもあり、利用者の暮らしを丁寧に聞き取りながらケアマネさんをはじめ関係機関との連携をしながら取り組んでいる。</p>
	<p>生活福祉資金貸付事業 教育や医療、介護などで一時的に資金が必要になった世帯への貸付制度。もともとは、民生委員が取り組みを始めた制度。（京都府社協受託事業） ※条件、審査あり。</p>	<p>貸付の相談を機に、よく話を聞いてみると福祉サービスの利用につながっていないことが原因での生活困難。相談者自身の判断能力の低下で生活と金銭のバランスが崩れていることも多い。専門職との連携が必要</p>	<p>「貸付」であり、「給付」ではない。</p>	<p>貸付が一時的に必要なというのは、世帯の中に普段から暮らしへの危機状況が潜んでいる可能性が高いことがうかがえるため、貸付ができないケースでも手立てを考えていくことが必要となる。 また、民生委員との連携で取り組んでいる。</p>
	<p>くらしの資金貸付事業 年に 2 回、低所得者向けの貸付制度。夏と冬に展開している。民生委員と連携による貸付。上限が 1 世帯 10 万円。生活保護は対象外。（宇治市受託事業） ※条件、審査あり。</p>	<p>利用者は過去に比べると減少している。時期は限られるが生活福祉資金よりもすぐに貸付可能。借入理由も生活費ということで可能。</p>	<p>生活福祉資金に同じ。</p>	<p>年に 2 回のため、市政だより等で告知。民生委員が窓口になっている。 生活福祉資金に同じで、世帯の中に普段から暮らしへの危機状況が潜んでいる可能性が高いことがうかがえる。</p>
	<p>介護者リフレッシュ事業 要介護度 1 以上の高齢者を介護している宇治市内の介護者を対象にしたリフレッシュ事業。（※介護を受ける方が市外の場合も対象）</p>	<p>交流やリフレッシュ、介護者同士のつながりを目的に開催している。 年 3 回の交流企画と年 2 回のレクリエーション企画がある。交流会企画は、主に介護者同士の思いや悩みの共有ができる場作り。レクリエーション企画では、バス外出等を通じて、介護者の気持ちのリフレッシュが行えるようにしている。</p>	<p>以前は介護激励金の登録者に介護者の誕生日に花束を贈るなど介護者個人とのやり取りがあったが、介護激励金が無くなり介護者の情報登録がない。一般的な広報でしか介護者リフレッシュ事業のお知らせできない。だからこそ、<u>介護者の家族の方とやり取りのあるケアマネさんからもぜひ取り組みがあることの声かけや紹介をいただきたい。</u> 介護者自身が働いておられるなど「多様化」しているライフスタイルもあり、参加者が少ない。参加される介護者の高齢化してきている。</p>	<p>介護者を中心にした企画であり、なかなか出にくいですが、介護者の会や参加者の声を聴くと、家族介護の中でケアマネジャーと介護者は両輪であると感じられる。リフレッシュや当事者同士の交流が必要と思われる介護者には声かけをお願いしたい。</p>

連絡先

宇治市社会福祉協議会（コラボネット宇治） （電話）0774-22-5650 （FAX）0774-22-5654 （Eメール）mail@uji-shakyo.net
（ホームページ）http://uji-shakyo.net （ツイッター）@uji_pyon